

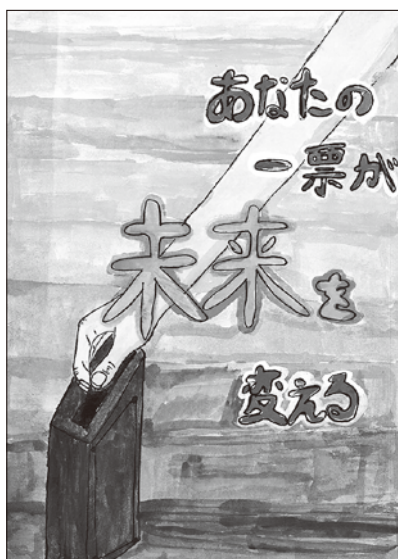
白ばら

……選挙広報第46号……

平成30年3月1日

登別市選挙管理委員会
登別市明るい選挙推進協議会

平成29年度明るい選挙啓発ポスターコンクール受賞作品



登別市明るい選挙推進協議会会長賞
登別中1年 寺島 未唯さん



登別市選挙管理委員会委員長賞
幌別西小6年 対馬 未悠さん



北海道選挙管理委員会奨励賞
登別中1年 山村 彩紗さん

平成29年度明るい選挙啓発ポスターコンクールは、平成29年5月8日から9月8日の期間で募集し、全国では8,957校、146,338人の児童・生徒の皆さんから応募があり、このうち登別市では、市内7校、118人の児童・生徒の皆さんから応募がありました。たくさんの応募ありがとうございました。

執行予定の選挙について

平成30年度に執行される選挙の予定はありませんが、平成31年度には、4月に北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙、登別市議会議員選挙、7月には、参議院議員通常選挙が予定されています。

私たちの『大事な一票』を忘れずに投票しましょう。

私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。私たち一人ひとりが「選挙」に関心を寄せることで、「選挙」はもっと身近なものになるといえます。『大事な一票』を忘れずに投票しましょう。

期日前投票制度

◎投票対象者

期日前投票を行う日に選挙権を有しており、仕事や旅行、冠婚葬祭などの事由によって投票日当日に投票できないと見込まれる方が投票日前に投票することができます。

◎投票場所

平成30年3月1日現在

投票所	登別市中央期日前投票所	登別市鷺別期日前投票所
場所	登別市中央町6丁目11番地 登別市役所第2庁舎1階 第2庁舎会議室	登別市鷺別町3丁目3番地4 鷺別公民館1階 1・2号会議室
投票期間	選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで	選挙期日の3日前から選挙期日の前日まで
投票時間	午前8時30分から午後8時まで	午前8時30分から午後7時まで

◎期日前投票の宣誓書

投票所入場券の裏面は宣誓書となっていますので、期日前投票に来る方は、あらかじめ記入していただくことでスムーズに投票することができます。紛失などにより持参できない方も選挙人名簿に登載されていれば、再交付することができますので、係員に申し出てください。なお、投票日当日に投票される方は、裏面は記入せず投票所入場券に記載されている投票所にそのまま持参し投票してください。

寄附の禁止（三ない運動）

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

こうした金銭や品物などを「贈らない、求めない、受け取らない」ということで、『三ない運動』を進めており、明るい選挙推進運動の重要な柱となっております。

◎政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、ぜひ注意してください

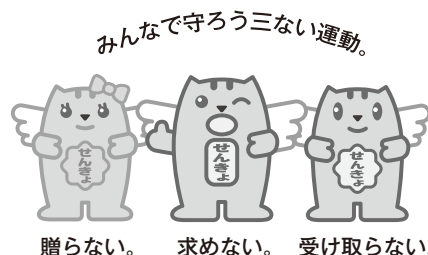
◎禁止されている寄附（例）

- 病気の見舞い
- 葬式の花輪、供花
- 祭りへの寄附や差し入れ
- 落成式、開店祝の花輪
- 地域の運動会やスポーツ大会への
- 町内会の集会や旅行等の催物への
- 飲食物の差し入れ
- 寸志や飲食物の差し入れ
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 入学祝、卒業祝
- 秘書等が代理で出席する場合の香典
- お中元、お歳暮、お年賀



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています。

「明るい選挙のイメージキャラクター」



みんなで守ろう三ない運動。

不在者投票制度

◎長期入院（療養）の方

病院・老人ホーム等の施設が不在者投票施設に指定されている場合は、その施設に不在者投票所を設置し、入院（入所）者は、施設内で投票することができます。

また、市町村の選挙管理委員会に対し、施設の長が本人に代わって代理で投票用紙等を請求することができます。

◎長期滞在（旅先での投票）・長期出張等の方

仕事や旅行などで市外に滞在している方は、事前に「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、登別市選挙管理委員会に直接または郵送により投票用紙等を請求することができます。

請求内容を確認後、投票用紙と投票用封筒、不在者投票証明書用封筒等を滞在地の住所に送付しますので、滞在地の選挙管理委員会に持参して投票してください。

郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がいがあったり、介護を必要とされる方で、選挙期日（投票日）に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵便等で投票できる制度です。

この制度を利用する場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けている必要があります。申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳または要介護を証明するもの等、障がいの程度を証明するものと併せて、選挙管理委員会に提出してください。

◎郵便等による投票ができる方

介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の表の障がいの程度に当てはまる方。

障がい・要介護を証明するもの及びその部位		障がいの程度
介護保険の被保険者証		要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

※ 重複障がいの場合は、等級を満たしていても対象とならない場合がありますので、事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。

◎自分で記載ができない方

上記の障がいに当てはまることに加えて、身体障害者手帳に「上肢または視覚の障がいの程度が1級」または戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症」と記載されている方は、事前に届出を行った代理人（選挙権を有している方に限る。）が本人の意思に基づき記載し投票をすることができます。

投票区一覧

投票所は次のとおりです。事前に所在地を確認しておいてください。
また、投票所の場所については、市のホームページを参照してください。



平成30年 3月 1日現在

投票区	投票区域	投票所施設名	投票区	投票区域	投票所施設名
1	中央町全域	幌別小学校 (中央町 6-19-1)	19	片倉町 1～6丁目 全域 川上町全域 鉦山町全域	幌別西小学校 (片倉町 5-13)
2	幌別町全域	鉄南ふれあいセンター (幌別町 3-17-1)	20	常盤町全域	百寿の家 (常盤町 2-35-5)
3	桜木町 1～2丁目 緑町全域 若山町 1丁目 1・2番地	緑寿の家 (緑町 1-2-4)	21	鶯別町 4・5丁目 鶯別町 6丁目 20番地以後 栄町 1丁目 栄町 2丁目 1番地 1 ～10番地	鶯別小学校 (鶯別町 4-36-21)
4	新川町全域	ねむの木の家 (新川町 3-6-2)	22	若草町 1・3・5丁目 美園町 2丁目 上鶯別町 106番地 499 上鶯別町 106番地 500 上鶯別町 106番地 716 上鶯別町 106番地 502～689 上鶯別町 106番地 731 ～116番地 286	若草小学校 (若草町 1-1-2)
5	富士町全域	富士会館 (富士町 7-2-1)	23	登別東町 3・4・5丁目 中登別町 12～20番地 中登別町 26～41番地 中登別町 59～73番地	婦人センター (登別東町 3-6-7)
6	千歳町全域 新栄町 30番地 来馬町 374番地	労働福祉センター (千歳町 3-1-8)	24	柏木町全域	こぶしの家 (柏木町 4-24-42)
7	富浦町 1・2・3丁目	富浦会館 (富浦町 1-46-4)	25	若草町 2・4・6丁目	若草つどいセンター (若草町 4-21-1)
8	登別東町 1・2丁目 登別本町全域 登別港町全域	登別公民館 (登別東町 2-21-1)	26	美園町 5丁目 9番地 1以後 美園町 6丁目 上鶯別町 117番地 上鶯別町 123番地 1 ～215番地 2	美園児童センター (美園町 5-36-4)
9	中登別町 11番地以前 中登別町 21～25番地 中登別町 42～58番地 中登別町 74番地以後 (215～220番地を除く)	白樺の家 (中登別町 152-3)	27	新生町 1・3・5・6丁目 上鶯別町 106番地 44～284 上鶯別町 106番地 703～705	千代の台集会所 (新生町 3-13-1)
10	中登別町 215～220番地 上登別町全域 登別温泉町全域 カルルス町全域	登別温泉ふれあいセンター (登別温泉町 58-1)	28	幸町全域 富浦町 4・5丁目 新栄町 31番地以後	すずらの家 (幸町 5-27-4)
12	札内町全域 富浦町 (丁目を除く) 全域 来馬町 374番地以外の区域	札内高原館 (札内町 73)	29	大和町全域 若山町 1 (1・2番地を除く)・2丁目 若山町 3丁目 7・8番地 青葉町 21番地以後	若山の家 (若山町 2-43-128)
14	富岸町全域 新生町 4丁目 若山町 3丁目 (7・8番地を除く) 上鶯別町 98～105番地	富岸青少年会館 (富岸町 2-23-15)	30	桜木町 3～6丁目 青葉町 1～20番地	桜木集会所 (桜木町 4-1-1)
15	栄町 2丁目 11番地以後 栄町 3・4丁目	富浜児童館 (栄町 2-18-4)			
16	鶯別町 1～3丁目 鶯別町 6丁目 1番地 1～19番地	鶯別公民館 (鶯別町 3-3-4)			
17	美園町 1・3・4丁目 美園町 5丁目 1～8番地	美園婦人研修の家 (美園町 4-8-9)			
18	新生町 2丁目 若山町 4丁目	新生集会所 (新生町 2-18-4)			

不明な点は、登別市選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先：登別市選挙管理委員会事務局 ☎85-9143 (直通)

〒059-8701 登別市中央町 6丁目11番地 第2庁舎1階

Mail: senkan@city.noboribetsu.lg.jp